

(保育所運営委員会)

第4条 保育所の適切な運営及びその向上を図るため、生駒市保育所運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 前項の委員会に必要な事項は、規則で定める。  
(令元条例13・旧第5条繰上)